

長崎市二輪車等駐車場(19 施設)及び長崎駅西口自動車整理場に係る指定管理者業務仕様書

長崎市二輪車等駐車場（以下「二輪車等駐車場」という。）及び長崎駅西口自動車整理場（以下「西口整理場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、二輪車等駐車場及び西口整理場の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 管理に関する基本的な考え方

二輪車等駐車場及び西口整理場を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1)二輪車等駐車場及び西口整理場が、道路交通の円滑化を図り、市民の利便に資するものであるという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2)利用者の安全確保に留意するとともに、施設の環境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うことを基本とすること。
- (3)利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (4)個人情報の保護を徹底すること。
- (5)効率的運営を行うこと。
- (6)管理運営費の削減に努めること。

3 施設の概要

(1)長崎市二輪車等駐車場（19 施設） ※施設平面図は別紙のとおり

番号	施設名称	所在地	有料・無料の別	供用年月	構造	収容台数
1	矢の平1丁目 二輪車等駐車場	矢の平1丁目	無料	平成8年3月	平面自走式	17台
2	西山2丁目 二輪車等駐車場	西山2丁目	無料	平成11年4月	平面自走式	23台
3	若葉町 二輪車等駐車場	若葉町	無料	平成2年3月	平面自走式	97台
4	大橋町 二輪車等駐車場	大橋町	無料	平成3年3月	平面自走式	65台
5	東山町 二輪車等駐車場	東山町	無料	平成14年4月	平面自走式	10台
6	東山町第2 二輪車等駐車場	東山町	無料	平成16年2月	平面自走式	15台
7	立山地区 二輪車等駐車場	西山本町	無料	平成15年3月	平面自走式	20台
8	古川町 二輪車等駐車場	古川町	有料	平成9年4月	平面自走式 個別ロック式	45台
9	万才町 二輪車等駐車場	万才町	有料	平成元年3月	平面自走式 個別ロック式	84台

番号	施設名称	所在地	有料・無料の別	供用年月	構造	収容台数
10-1	元船町 二輪車等駐車場※	元船町	有料	平成 20 年 4 月	平面自走式 ゲート式	83 台
10-2	元船町仮設 二輪車等駐車場	尾上町	有料	令和 8 年 10 月 1 日～ 令和 10 年 1 月 31 日	平面自走式 個別ロック式	
11	尾上町 二輪車等駐車場	尾上町	有料	平成 15 年 3 月	平面自走式 個別ロック式	66 台
12	恵美須町 二輪車等駐車場	恵美須町	有料	平成 5 年 3 月	平面自走式 個別ロック式	29 台
13	新地町 二輪車等駐車場	新地町	有料	平成 4 年 3 月	平面自走式 個別ロック式	21 台
14	元船町第 2 二輪車等駐車場	元船町	有料	平成 13 年 4 月	平面自走式 個別ロック式	17 台
15	住吉町 二輪車等駐車場	住吉町	有料	平成 18 年 2 月	平面自走式 個別ロック式	20 台
16	興善町 二輪車等駐車場	興善町	有料	平成 12 年 4 月	平面自走式 個別ロック式	18 台
17	新大工町 二輪車等駐車場	新大工町	有料	平成 27 年 2 月	平面自走式 個別ロック式	22 台
18	長崎駅 二輪車等駐車場	尾上町	有料	令和 2 年 8 月	平面自走式 ゲート式	88 台
19	浦上駅 二輪車等駐車場	川口町	有料	令和 4 年 1 月	平面自走式 ゲート式	90 台

※元船町二輪車等駐車場について

長崎市上下水道局が令和 8 年度から着手を予定している配水管布設工事に伴い、当該現在の施設は令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日まで休止する。

休止期間中は、代替施設として「元船町仮設二輪車等駐車場」を現在の施設の近くに設置する。

(2)長崎駅西口自動車整理場

施設名称	所在地	有料・無料の別	供用年月	構造	収容台数
長崎駅西口自動車整理場	尾上町	有料	令和 2 年 3 月	平面自走式 フラップ式	16 台※

※長崎駅西口自動車整理場について

長崎駅東口駅前交通広場に長崎駅東口自動車整理場(JR 九州所管)が令和 8 年度に完成予定であり、完成後は収容台数を 16 台から 9 台に変更する予定。

4 供用日等

(1)供用日 1 月 1 日から 12 月 31 日まで (365 日)

(2)供用時間 午前 0 時から午後 12 時まで (24 時間)

(3)入出庫時間 午前 0 時から午後 12 時まで (24 時間)【承認基準】

ただし、古川町二輪車等駐車場については、長崎市二輪車等駐車場条例施行規則第 4 条第 1 号の規定により午前 7 時から午後 10 時まで (15 時間) の時間帯を基本とし、1 日ごとに 15 時間以上とすること。

5 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

6 法令等の遵守

二輪車等駐車場及び西口整理場の管理にあたっては、本仕様書に加え、以下に掲げる関連法令等を遵守しなければならない。なお、指定期間中に法令等が改正された場合は、改正後の内容に基づき管理を行うものとする。

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 建築基準法、消防法
- (4) 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法その他労働関係法令
- (5) 道路交通法、道路法、道路法施行令
- (6) 長崎市二輪車等駐車場条例、長崎駅西口整理場条例、長崎市二輪車等駐車場条例施行規則、長崎駅西口整理場条例施行規則
- (7) 長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例、長崎市保有個人情報等安全管理措置規程
- (8) 長崎市情報公開条例、長崎市情報公開条例施行規則
- (9) その他の関係法令等

7 職員の配置等について

- (1) 職員の配置は、利用者へのサービス及び利用者の安全性を低下させないという条件の下、効率的な職員配置についての提案を、事業計画書（第5号様式）及び管理に関する業務の収支予算書（第6号様式）に記載すること。
- (2) 職員の勤務形態は、労働基準法を遵守し、二輪車等駐車場及び西口整理場の運営に支障がないように定めること。
- (3) 職員は制服を着用するものとし、制服は、あらかじめ長崎市の承認を得ること。
- (4) 職員に対して、施設の運営管理に必要な教育・研修を実施すること。

8 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の供用に関する業務
 - ア 二輪車等駐車場及び西口整理場の利用に関する業務
 - (ア) 入庫取扱時間の設定（市長の承認が必要）
 - (イ) 駐車券の発行
 - (ウ) 駐車券の作製及び在庫管理
 - (エ) 長期駐車車両の把握及び適切な対処
 - (オ) ジャーナル用紙等の消耗品の在庫管理
 - (カ) 機器の作動不良や駐車券の紛失時等における緊急対応
 - (キ) 次に掲げる報告書等の長崎市への提出（書式及び記載内容は協定において定める）
 - a 利用状況報告書
 - b 営業状況報告書
 - c 駐車場管理日報集計表
 - d 減免利用調査
 - e ごみ減量チェックリスト（日常点検用）

- f 執行状況一覧
- g 人件費内訳
- h 事務費内訳
- i 管理費内訳
- j その他内訳
- k 修繕費執行状況
- l 光熱水費
- m 清掃作業報告
- n 利用者からの苦情とその対応状況（業務日誌）
- o その他必要な書類
- (ク) インボイス制度への対応業務
- (ケ) その他必要な業務
- イ 二輪車等駐車場及び西口整理場の安全確保に関する業務
 - (ア) 場内巡視等による二輪車等駐車場及び西口整理場内の点検及び必要に応じて関係機関への連絡
 - (イ) 二輪車等駐車場及び西口整理場内の車両整理及び指示
 - (ウ) 長崎市二輪車等駐車場条例第9条(駐車拒否等)及び長崎駅西口整理場条例第9条(駐車拒否又は取消し)の規定による駐車拒否、取消し等に係る長崎市への連絡調整
 - (エ) 長崎市古川町二輪車等駐車場の出入口の施錠及び解錠
 - (オ) その他必要な業務
- ウ 二輪車等駐車場及び西口整理場の利用料金の徴収に関する業務
 - (ア) 指定管理者は、長崎市二輪車等駐車場条例第7条(利用料金)及び第8条(利用料金の減免)並びに長崎駅西口整理場条例第6条(利用料金)、第7条(利用料金の減免)の規定の定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けて定めた利用料金を徴収すること。
 - (イ) 釣り銭は必要に応じて準備し、利用者の便宜を図ること。
- エ 利用料金の減免に関する業務
- オ 放置二輪車等の報告(施設内に限る)
- カ 放置二輪車等の「引取請求書」の貼付(施設内に限る)
- キ 放置二輪車等の回収及び運搬
- (2)施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ア 施設及び設備の保守点検に関する業務
 - 二輪車等駐車場及び西口整理場の適正な運営のため、別紙業務詳細に定める保守管理等を行うこと。
 - イ 施設の清掃に関する業務
 - (ア) 場内のゴミ、紙くず等の除去を行うなど、敷地内の景観の美化に努めること。
 - (イ) 鳩のふん等による場内の汚れは水洗い等により除去し、特に油汚れは適切な方法により除去すること。
 - ウ 備品類の管理
 - エ 植栽の管理
 - オ その他の維持管理
 - (ア) 不具合な照明装置は速やかに交換すること。
 - (イ) 場内巡視により設備の不具合の監視を行うこと。

(ウ) 利用者及び車両の出入口等は、安全な通行を確保すること。

カ その他必要な業務

(3) その他施設の管理上市長が必要であると認める業務

ア 「業務計画書」及び「収支予算書」の作成

イ 「事業報告書」の作成

ウ 施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録の報告

エ 職員研修

(ア) 緊急時対策及び防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。

(イ) 個人情報の保護に係る体制をとり、職員に周知・徹底を図ること。

オ 利用者等からの苦情への対応

(ア) 指定管理者は、苦情対応及び接遇等、運営管理に必要な職員の研修を定期的実施すること。

(イ) 管理運営に関して利用者及びその他市民からの要望、苦情等は、指定管理者において迅速かつ適切に対応すること。なお、解決困難な場合は、速やかに長崎市へ報告し、指示を受けること。

(ウ) 苦情を受けた場合は、「苦情処理対応台帳」を作成し、毎月、長崎市へ報告すること。

(エ) 長崎市になされた要望、苦情等に対応上必要と認める場合は、指定管理者に対して報告を求め、現地を調査し、必要な指示を行う。

カ その他必要な業務

9 業務報告

(1) 指定管理者は、管理運営業務の利用状況・実施状況等を記載した「業務日報」を作成し、長崎市が指定する期間保管し、求めがあったときは、提出すること。

(2) 毎月、業務日誌に基づいて「業務報告書」を作成し、翌月10日までに長崎市に報告すること。

10 運営経費等について

(1) 運営経費の執行

執行については次のとおりとする。

ア 人件費

職員の給与等は、指定管理者からの予算提案に基づき、執行すること。

イ 管理費

(ア) 通信運搬費及び消耗品等の費用については、指定管理者の予算提案額で執行すること。

(イ) 電気使用料については、指定管理者の予算提案額で執行すること。

(ウ) 設備保全費（駐車機器）、植栽管理については、指定管理者の予算提案額で執行すること。

(エ) 駐車機器等の賃貸借及び購入については、指定管理者の予算提案額で執行すること。

ただし、一部の二輪車等駐車場には現指定管理者が持ち込みで設置しているため、同機種の駐車機器等を継続して利用すること。また、現指定管理者が締結している契約条件に基づき、契約を更新（再リース）し、執行すること。

なお、元船町二輪車等駐車場の駐車機器等については、令和8年10月1日～令和10年1月31日の間は長崎市上下水道局の配水管布設工事に伴い、当該施設の供用を休止する。

休止期間中は、代替施設として「元船町仮設二輪車等駐車場」を設置する。

元船町仮設二輪車等駐車場に設置する駐車機器等については、次のように対応する。

- ・ 駐車機器等の設置・撤去 ⇒ 長崎市上下水道局にて対応
- ・ 駐車機器等のランニングコスト ⇒ 指定管理者にて対応

詳細については、長崎市及び長崎市上下水道局と協議のうえ、今後の対応を決定する。

ウ 修繕に係る経費

(ア) 年度限度額 132 万円として、指定予算額以内で執行すること。

なお、年度末の実績報告を受け、精算を行うこと。

(イ) 修繕に係る経費の執行（業者選定、見積徴取、契約等を含む。）は長崎市契約規則（昭和 39 年規則第 26 号）に準じて行うこと。

(ウ) 修繕した箇所が分かる簡単な位置図や着工前、施工、完成時の写真を保管し、修繕の精算を行う際に添付して提出すること。

(2) 事業報告

会計年度終了後、15 日以内に事業の報告を行うこと。

(3) 経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

(4) 立入検査について

長崎市は、必要に応じて労務管理、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行う。

1 1 指定管理者の賠償責任と保険の加入

(1) 指定管理者の賠償責任

指定管理者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し長崎市又は第三者に損害を与えたときは、民法第 709 条の規定により、その損害を賠償しなければならない。また、国家賠償法第 1 条又は第 2 条の規定により長崎市が第三者に当該損害を賠償したときは、長崎市から求償権を行使されることがある。

(2) 保険の加入

長崎市は「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しているが、保険の対象は「賠償責任保険（身体賠償、財物賠償等）」のみであり、「補償保険（見舞金等）」及び指定管理者が自らの責任と費用において実施する自主事業や、医療行為などの保険の対象とならない業務に起因する事故等によるものについては対象にならない。指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入すること。

< 指定管理者が対象となる賠償責任保険の内容 >

契約類型		D型	
保険金額（支払限度額）	身体賠償	1 名につき	1 億円
		1 事故につき	10 億円
	財物賠償	1 事故につき	2 千万円
補償保険（見舞金等）	対象外		

1 2 備品の取扱い

(1) 施設の備品は市が購入するが、指定管理者は、自らの判断により施設運営のための備品を購入することができる。維持管理も含めたこの場合の費用は指定管理者の負担となり、購入した備品は、指定管理者の所有に帰属する。

(2) 指定管理者は、長崎市の所有する備品等については、「長崎市会計規則」に定める備品台帳等を備え

てその保管に係る備品等を整理し、購入及び廃棄等については、長崎市と協議するとともに異動について定期的に長崎市へ報告しなければならない。

(3)指定管理者は、長崎市が貸与する備品等において、故意又は過失により破損又は滅失した場合は、自己の費用により購入又は調達しなければならない。

(4)備品等の詳細の取り扱いについては、別途協定書において定める。

13 モニタリングの実施方法

(1)事業報告書の提出

指定管理者は前各項に基づき、実施した事業に関する報告書(事業報告書)を作成し、月ごと、年度ごとに長崎市に提出すること。

(2)施設利用者のアンケートの実施

指定管理者は、サービスの向上や利用者の増加が図られるなどの効果があったか厳正に評価し検証する観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、長崎市に報告すること。

(3)担当職員による現地調査

担当職員が、直接施設に行き、管理運営の状況を調査する。

(4)指定管理者による自己評価

指定管理者は、業務についての日報や月報等を作成することにより事業計画との整合が取れているか等の自己評価を行い、事業計画との乖離がある場合は、早期に原因究明を行い、対策を講じること。

(5)その他

長崎市は、指定管理者の管理運営状況を把握するため、必要に応じた監視・指導を行う。

14 業務実施上の注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

(1)公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行い、特定の団体等に有利に、あるいは不利になる運営をしないこと。

(2)施設の管理運営に係る各種規定・要綱等がない場合は、長崎市の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。

(3)指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、長崎市と協議を行うこと。

(4)消防法(昭和23年法律第186号)第8条の規定に基づき、防火管理者を定めること。

(5)市民の利便に資するため、二輪車等の入場及び出場の時間の変更が必要であると市長が認めたときは、指定管理者は、その変更に伴い必要とされる業務を行うこと。

(6)その他、仕様書に記載のない事項については、長崎市と協議を行うこと。

15 協議

この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、長崎市と協議し、決定する。

巡回、点検業務詳細 (長崎市二輪車等駐車場(19施設)、長崎駅西口自動車整理場)

1 場内の巡視、点検

毎日1回、すべての施設内の巡視・点検を行い、駐車機器あるいは駐車桟に正しく駐車させること。

その際、正しく駐車されていない車両及び駐車桟以外に駐車された車両は可能な範囲で駐車桟に移動するとともに、車両ナンバー等を巡回日報に記録し、月ごとの報告書に合わせて長崎市に報告すること。

なお、長崎市が故障の確認等で日報を求めた場合や場内に異変がある場合は、速やかに長崎市に報告すること。

2 駐車場出入口の門扉の施錠管理(古川町二輪車等駐車場のみ)

古川町二輪車等駐車場について、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めた入出庫時間に基づき、毎日、開錠と施錠を行うこと。

3 ジャーナルの出力

ジャーナル(精算機の履歴記録)の出力(有料施設のみ)は、異変がある場合等必要に応じて行うこと。

4 消耗品の補充

ジャーナル用紙や駐車券等の消耗品を必要に応じて補充すること。

5 利用状況等の照会

精算機メーカーのデータセンターに利用状況等の照会を行い、各種帳票を出力し、保管すること。

6 清掃

場内の巡視・点検時に、施設内にゴミ等があった場合、清掃を行い、処分すること。

7 放置車両の報告

放置車両(連続して10日以上同じ駐車桟に駐車している車両)を発見した場合は、車両ナンバー等を巡回日報に記録し、月ごとの報告書と一緒に長崎市へ報告すること。

また、その後の状況を定期的に確認、記録し報告すること。

8 有料施設における緊急時の対応

機器の作動不良や駐車券の紛失時等、現場での対応が必要な場合は、ただちに現場へ行き、一時的な対応を行うこと。

駐車機器及び駐車場制御システム保守点検業務詳細
(長崎市二輪車等駐車場 (19 施設)、長崎駅西口自動車整理場)

1 業務対象施設

番号	施設名	駐車機器構造	業務対象	駐車機器保守メーカー
1	万才町 二輪車等駐車場	個別ロック式	精算機2台、車両ロック装置84台、 通信機器2台	富士ダイナミクス
2	新地町 二輪車等駐車場		精算機1台、車両ロック装置21台、 通信機器1台	入替対象
3	恵美須町 二輪車等駐車場		精算機1台、車両ロック装置29台、 通信機器1台	
4	古川町 二輪車等駐車場		精算機1台、車両ロック装置45台、 通信機器1台、満空表示灯1基	富士ダイナミクス
5	興善町 二輪車等駐車場		精算機1台、車両ロック装置18台、 通信機器1台	
6	元船町第2 二輪車等駐車場		精算機1台、車両ロック装置17台、 通信機器1台	入替対象
7	尾上町 二輪車等駐車場		精算機1台、車両ロック装置66台、 通信機器1台、満空表示灯1基	富士ダイナミクス
8	住吉町 二輪車等駐車場		精算機1台、車両ロック装置20台、 通信機器1基	入替対象
9-1	元船町 二輪車等駐車場 ^{※1}	ゲート式	駐車券発券機1台、精算機1台、ゲ ート装置2基、出口判定機1台、通 信機器1基、満空表示灯1基	富士ダイナミクス
9-2	元船町仮設 二輪車等駐車場	個別ロック式	精算機1台、車両ロック装置83台、 通信機器1基、満空表示灯1基	上下水道局指定
10	新大工町 二輪車等駐車場	個別ロック式	精算機1台、車両ロック装置22台、 通信機器1基	アマノマネジメン トサービス
11	長崎駅 二輪車等駐車場	ゲート式	駐車券発券機1台、精算機1台、ゲ ート装置2台、出口判定機1台、通 信機器1台、満空表示灯1基	アマノマネジメン トサービス
12	浦上駅 二輪車等駐車場		駐車券発券機1台、精算機1台、ゲ ート装置2台、出口判定機1台、 通信機器1台、満空表示灯1基	アマノマネジメン トサービス
13	長崎駅西口 自動車整理場 ^{※2}	フラップ式	精算機1台、車両フラップ装置16 台⇒9台、通信機器1台	アマノマネジメン トサービス

※1 9-1 元船町二輪車等駐車場について

令和8年10月1日～令和10年1月31日は、長崎市上下水道局の配水管布設工事に伴い、当該施設を休止する。休止期間中は代替施設として元船町仮設二輪車等駐車場を設置する。

※2 13 長崎駅西口自動車整理場について

長崎駅東口駅前交通広場に長崎駅東口自動車整理場（JR九州所管）が令和8年度に完成予定であり、完成後は収容台数を16台から9台に変更する予定。

2 業務内容

駐車機器及び関連装置が正常な機能を発揮し、稼働するように保守管理を行うものとする。

3 要求水準

(1) 保守の内容

- ア 清掃、注油及び一般調整
- イ 異常有無の点検
- ウ 必要な部品の性能試験
- エ 摩耗部品の修復、部品交換及び調整
- オ 障害の修復

(2) 保守方法

- ア 定期保守
定期巡回方式による保守は4か月に1回実施するものとする。
- イ 緊急保守
故障等発生した場合は、速やかに技術員を派遣し、故障個所の修復にあたるものとする。
- ウ 入替機器の保守条件
フルメンテナンスで契約すること。（緊急対応・修理24時間365日対応）

(3) その他

- ア 業務完了後の報告書提出
- イ 令和8年度～令和9年度における元船町二輪車等駐車場の保守について
上記にも記載しているとおり、令和8年10月1日から令和10年1月31日までの間は、当該施設を休止するため、休止期間中は代替施設の元船町仮設二輪車等駐車場の保守を行うこと。

令和8年度													令和9年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
元船町						元船町仮設																		元船町	
ゲート式						ロック式																		ゲート式	

植栽管理業務詳細
(長崎市二輪車等駐車場 (19 施設)、長崎駅西口自動車整理場)

1 業務対象施設

(1) 万才町二輪車等駐車場

剪定

区分	数量	単位	摘要
高木剪定	2	本	60 cm以上 120 cm未満 2年に1回

(2) 元船町二輪車等駐車場※

ア 剪定

区分	数量	単位	摘要
高木剪定	3	本	60 cm未満 2年に1回
高木剪定	3	本	60 cm以上 120 cm未満 2年に1回

イ 除草 230m² (年1回)

※令和8年10月1日～令和10年1月31日は長崎市上下水道局の配水管布設工事に伴い、当該施設を休止するため、休止期間中は当該施設の剪定及び除草作業は不要。

2 業務内容

二輪車等駐車場内の環境の美化を目的として、施設内植栽の剪定及び除草を行うこと。

3 要求水準

(1) 共通事項

ア 作業を行うにあたり、それぞれ対象とする植物の特性、地理的条件等を十分考慮し、天候等気象条件を踏まえた上で行うこと。

イ 作業中損傷を与える恐れのある施設等に対して適切な保護を施さなければならない。万一損傷を与えた場合は、遅滞なくその状況を長崎市に報告し、直ちに必要な処置を施さなければならない。

ウ 作業範囲を明確にし、必要に応じてバリケードやロープ等で囲い、作業関係者以外の立ち入りを禁止するなど安全管理に十分な配慮を行うこと。

エ 作業地内にある石、空き缶等の障害物はあらかじめ除去すること。

オ 作業を行った後の清掃は、指定管理者が責任をもって行うこと。

カ 場外処分が必要な除草、剪定くずは受注者の責任で適正に処分すること。

キ 除草、剪定くずを処分するときは、受注者から産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付させること。

(2) その他

業務完了後の報告書提出

消防設備点検業務詳細
(長崎市二輪車等駐車場 (19 施設)、長崎駅西口自動車整理場)

1 点検対象施設

長崎駅二輪車等駐車場

粉末 (ABC) 消火器 10 型 (蓄圧式)

項目		数量
業務用消火器	粉末 (ABC)、蓄圧式	2 本
書類作成		1 式

2 点検要領

消防法第 17 条の 3 の 3 及び消防法施行規則第 31 条の 6 の規定に基づき点検を行い、その結果を所定の様式により提出すること。

3 点検回数

消防用設備等の点検の期間、方法及び結果報告書の様式を定める告示の規定により年 2 回とする。

4 消防長又は消防署長への報告

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定により、点検結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない場合は、所定の様式により報告すること。

5 その他

点検後、不適格箇所及び不良品等がある場合は長崎市の指示に従い、交換時はこの業務には含まない。

長期放置二輪車等車両運搬業務詳細
(長崎市二輪車等駐車場 (19 施設)、長崎駅西口自動車整理場)

1 業務内容

長崎市内各地の長崎市二輪車等駐車場 (19 施設) に長期放置された二輪車等*を次の保管場所まで安全に運搬を行うもの。

(※道路交通法に規定する原動機付自転車、自転車並びに大型自動二輪車及び普通自動二輪車のこと。)

なお、運搬する放置車両は、長崎市が関係法令に基づき所定の手続きをしたうえで、指定管理者へ通知する。

【保管場所】 三京クリーンランド埋立処分場 (長崎市三京町 43-4)

2 業務対象施設

番号	施設名	所在地	運搬先
1	矢の平1丁目二輪車等駐車場	矢の平1丁目	三京クリーンランド 埋立処分場 (三京町 43-4)
2	西山2丁目二輪車等駐車場	西山2丁目	
3	若葉町二輪車等駐車場	若葉町	
4	大橋町二輪車等駐車場	大橋町	
5	東山町二輪車等駐車場	東山町	
6	東山町第2二輪車等駐車場	東山町	
7	立山地区二輪車等駐車場	西山本町	
8	古川町二輪車等駐車場	古川町	
9	万才町二輪車等駐車場	万才町	
10-1	元船町二輪車等駐車場*	元船町	
10-2	元船町仮設二輪車等駐車場*	尾上町	
11	尾上町二輪車等駐車場	尾上町	
12	恵美須町二輪車等駐車場	恵美須町	
13	新地町二輪車等駐車場	新地町	
14	元船町第2二輪車等駐車場	元船町	
15	住吉町二輪車等駐車場	住吉町	
16	興善町二輪車等駐車場	興善町	
17	新大工町二輪車等駐車場	新大工町	
18	長崎駅二輪車等駐車場	尾上町	
19	浦上駅二輪車等駐車場	川口町	

※10-1 元船町二輪車等駐車場 令和8年10月1日～令和10年1月31日の間は休止。

10-2 元船町仮設二輪車等駐車場 令和8年10月1日～令和10年1月31日の間のみ。

3 本業務は、本仕様書による他、関係法令等によるものとする。

- 4 駐車場利用者の妨げにならないようにすること。
- 5 業務実施前に、受注者と現場立会にて作業内容を確認してから作業を行うこと。
- 6 必要に応じてバリケードやロープ等を使用して作業関係者以外の立入りを禁止するなど、安全管理に十分な配慮を行うこと。
- 7 作業前後の現場写真を提出させること。
- 8 事故等の緊急事態が生じたときは、長崎市に至急報告するとともに適切な処置を講ずるものとする。

【参考】令和6年度実績 2回(半年に1回程度)

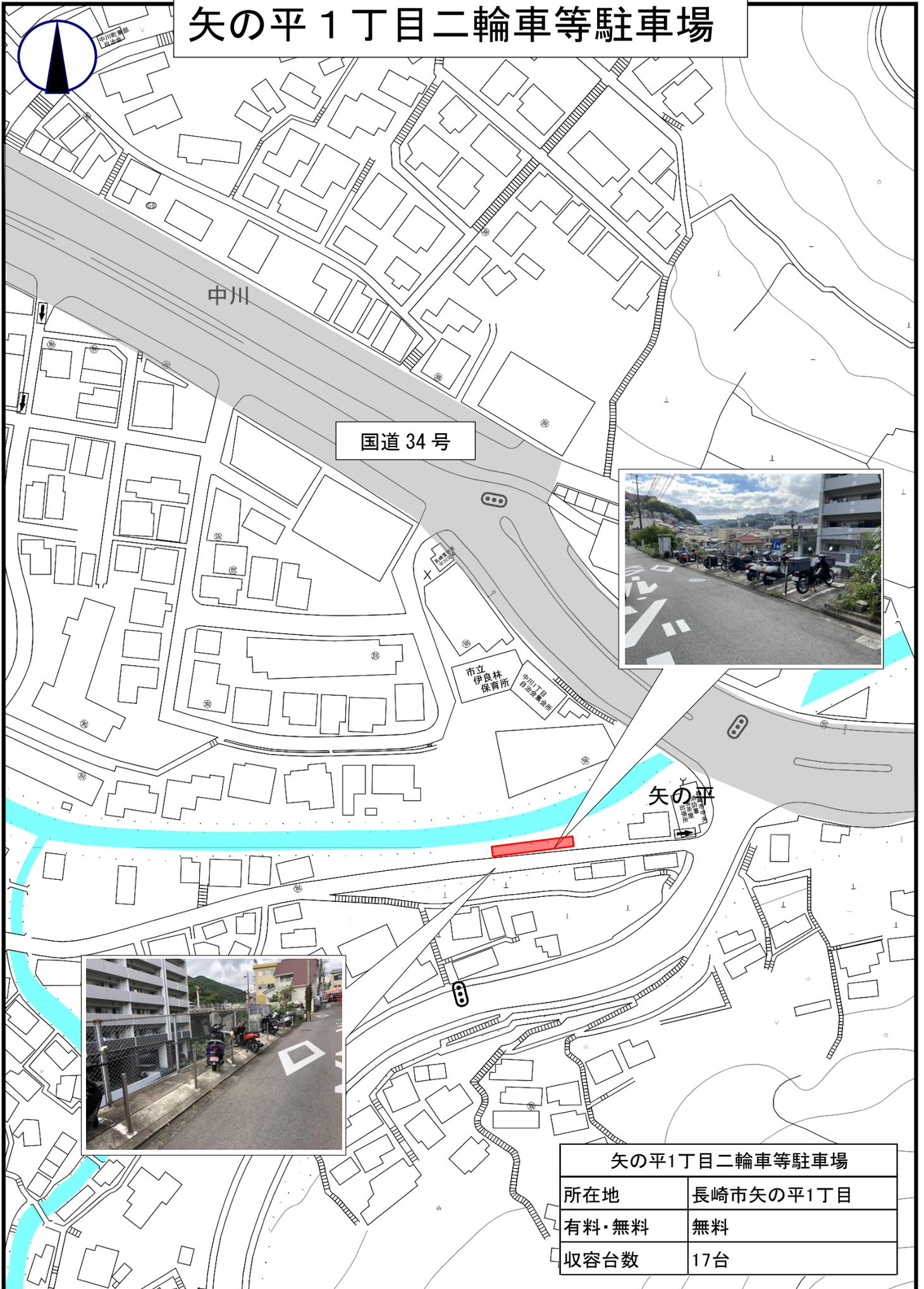
1回目 5台

放置場所	台数
浦上駅二輪車等駐車場	自転車1台
西山2丁目二輪車等駐車場	自転車1台 バイク3台
新大工町二輪車等駐車場	バイク1台

2回目 6台

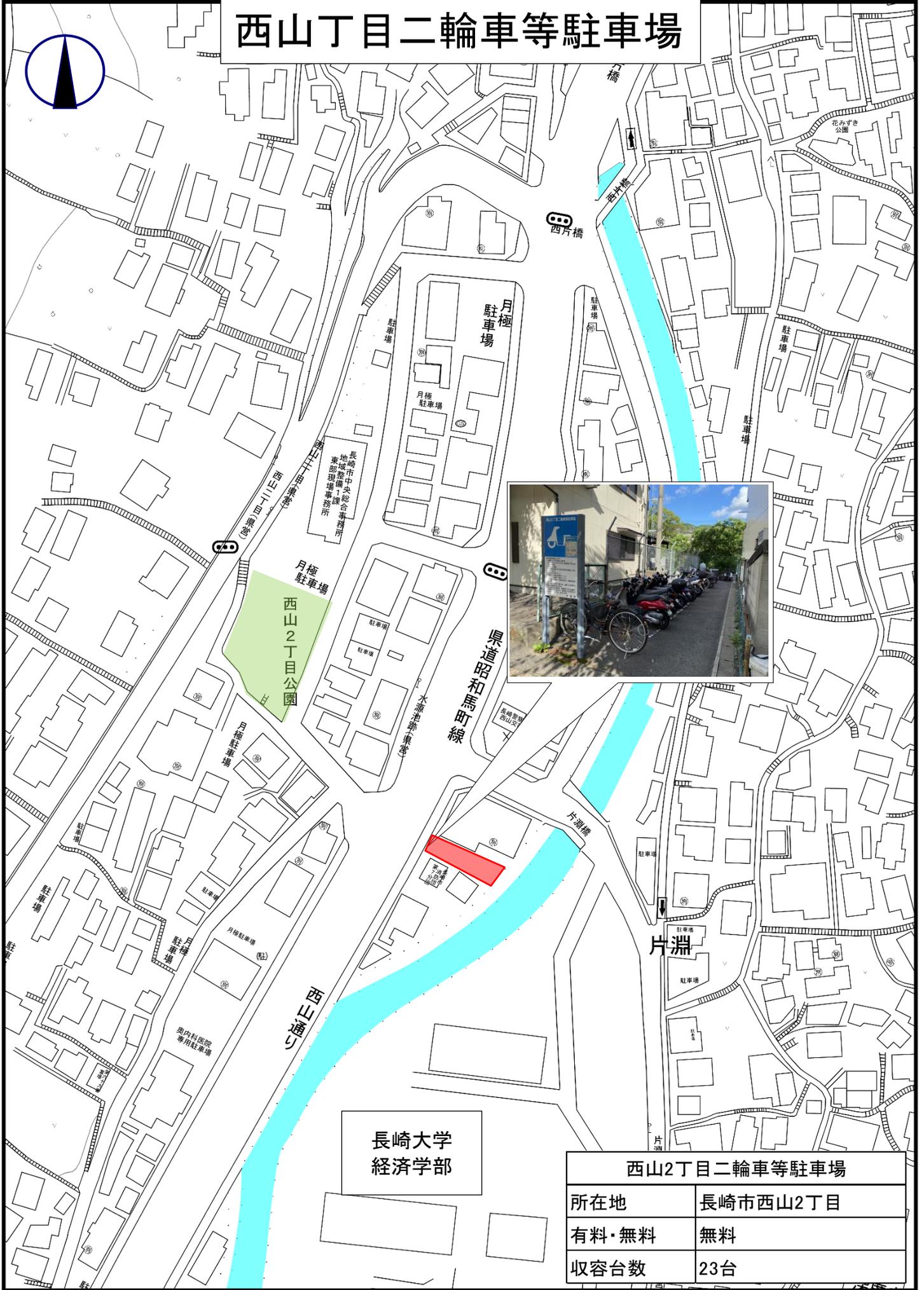
放置場所	台数
若葉町二輪車駐車場	自転車4台
恵美須町二輪車等駐車場	自転車2台

矢の平 1 丁目 二輪車等駐車場



矢の平1丁目二輪車等駐車場	
所在地	長崎市矢の平1丁目
有料・無料	無料
収容台数	17台

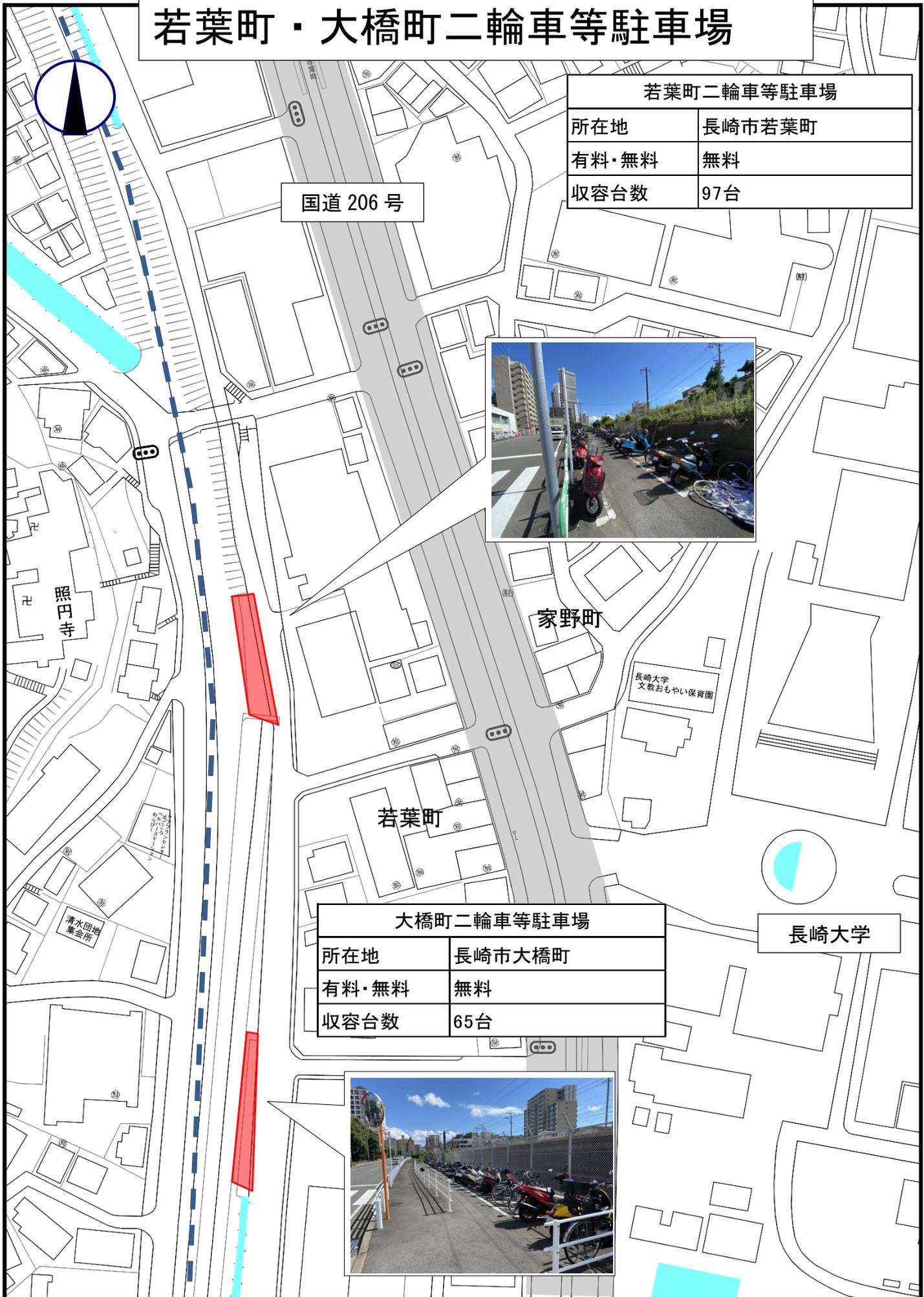
西山丁目二輪車等駐車場



長崎大学
経済学部

西山2丁目二輪車等駐車場	
所在地	長崎市西山2丁目
有料・無料	無料
収容台数	23台

若葉町・大橋町二輪車等駐車場



若葉町二輪車等駐車場

所在地	長崎市若葉町
有料・無料	無料
収容台数	97台



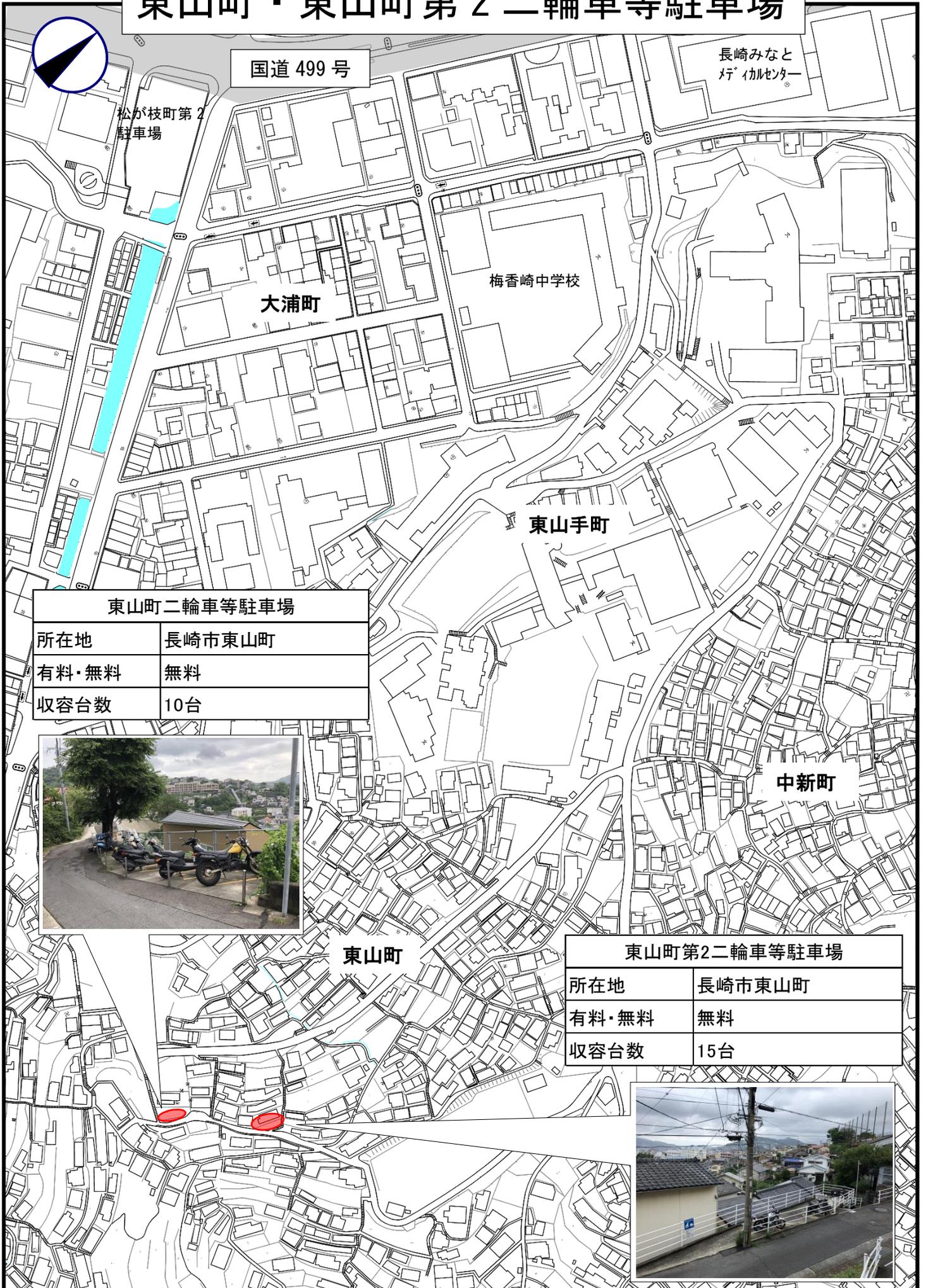
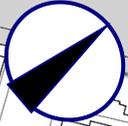
大橋町二輪車等駐車場

所在地	長崎市大橋町
有料・無料	無料
収容台数	65台



長崎大学

東山町・東山町第2 二輪車等駐車場



長崎みなと
行 ｲﾝﾀｰ

国道 499 号

松が枝町第2
駐車場

大浦町

梅香崎中学校

東山手町

中新町

東山町二輪車等駐車場

所在地	長崎市東山町
有料・無料	無料
収容台数	10台



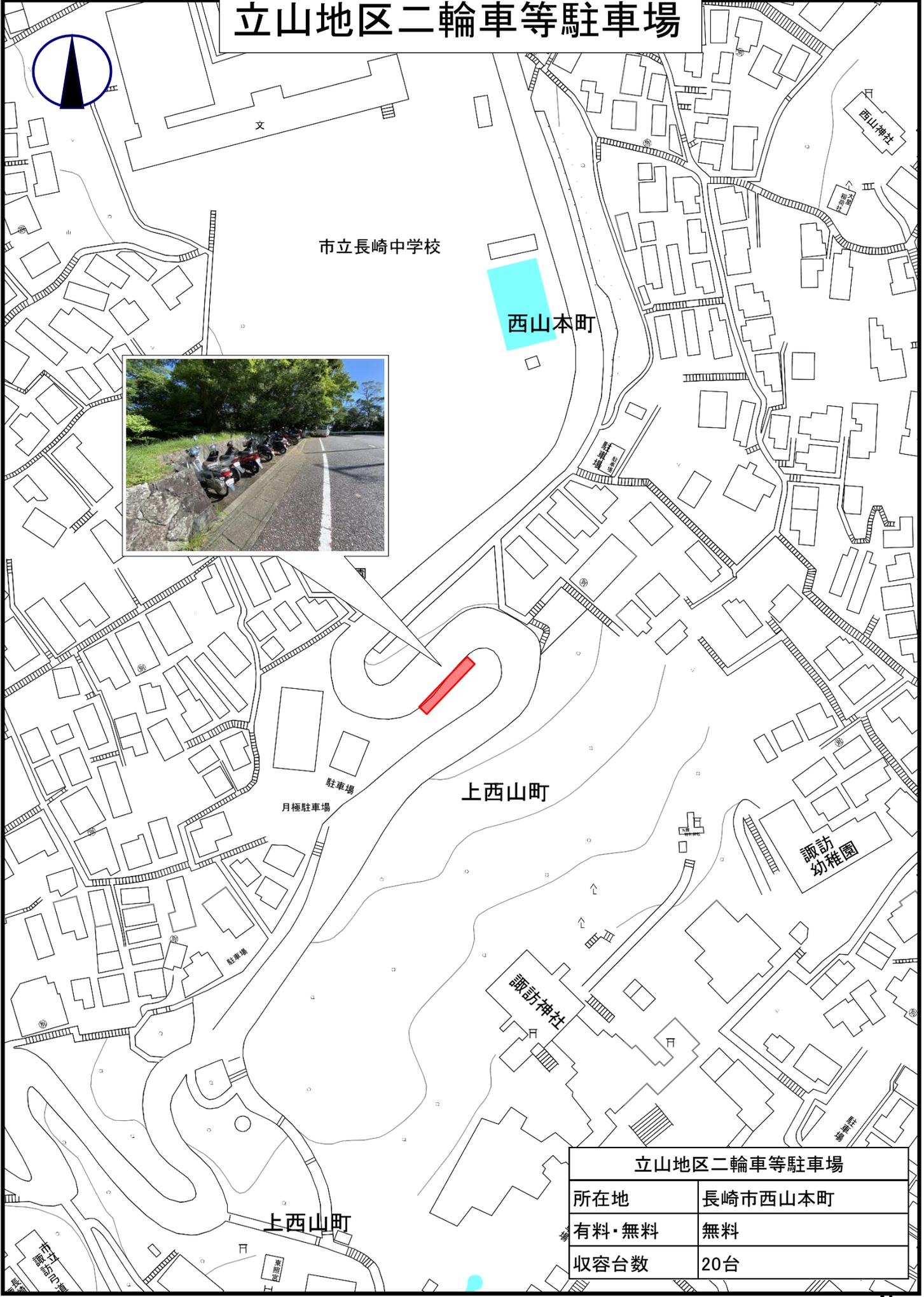
東山町

東山町第2二輪車等駐車場

所在地	長崎市東山町
有料・無料	無料
収容台数	15台

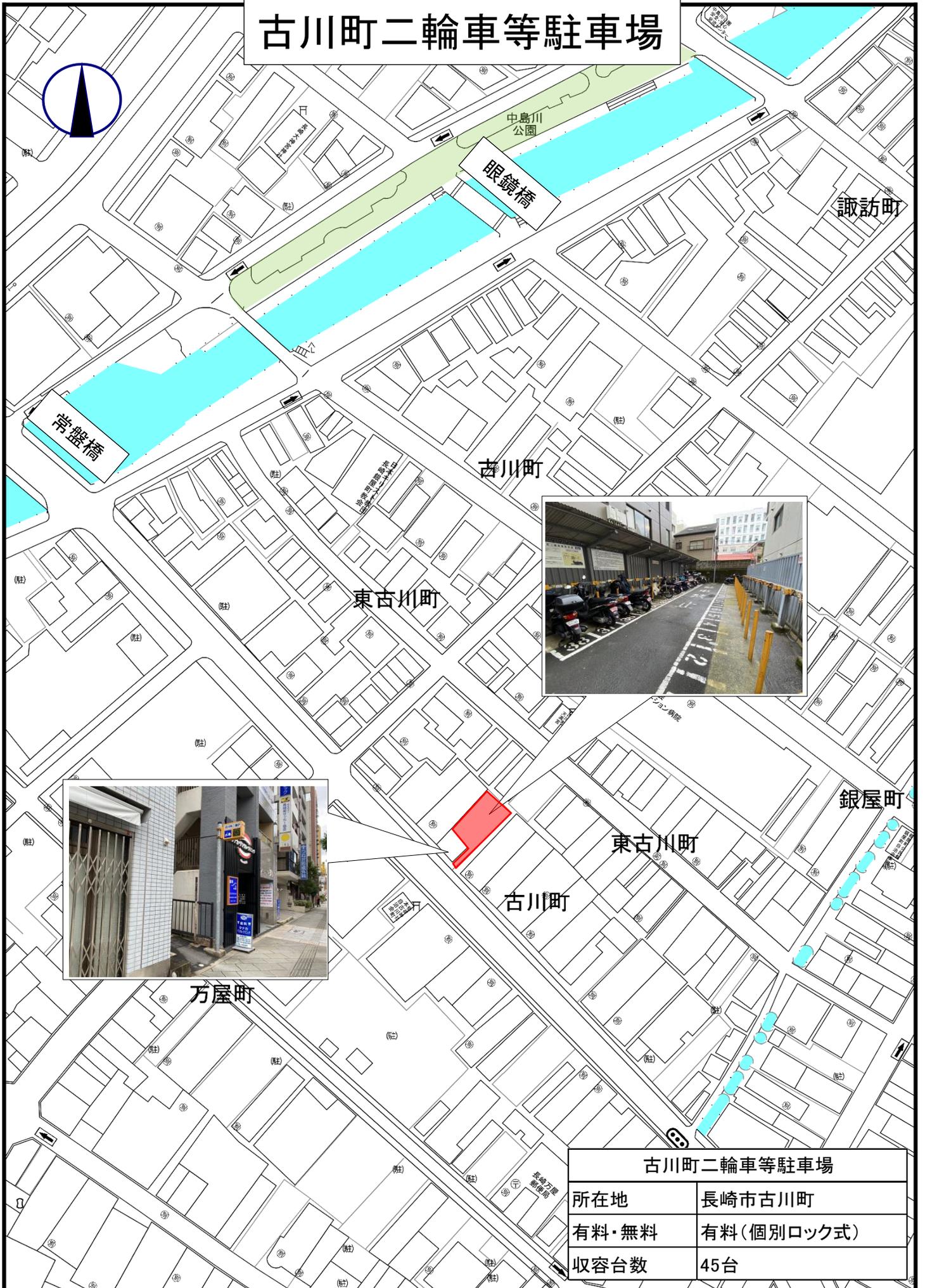


立山地区二輪車等駐車場



立山地区二輪車等駐車場	
所在地	長崎市西山本町
有料・無料	無料
収容台数	20台

古川町二輪車等駐車場



古川町二輪車等駐車場	
所在地	長崎市古川町
有料・無料	有料(個別ロック式)
収容台数	45台

万才町二輪車等駐車場



万才町二輪車等駐車場	
所在地	長崎市万才町
有料・無料	有料(個別ロック式)
収容台数	84台

元船町二輪車等駐車場



X
長崎県警察本部
長崎県公安委員会

国道 202 号

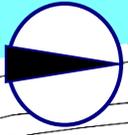


長崎港

元船町二輪車等駐車場

所在地	長崎市元船町
有料・無料	有料(ゲート式)
収容台数	83台

尾上町二輪車等駐車場



長崎県庁

旭大橋

JR 長崎駅



長崎県警本部



国道 202 号

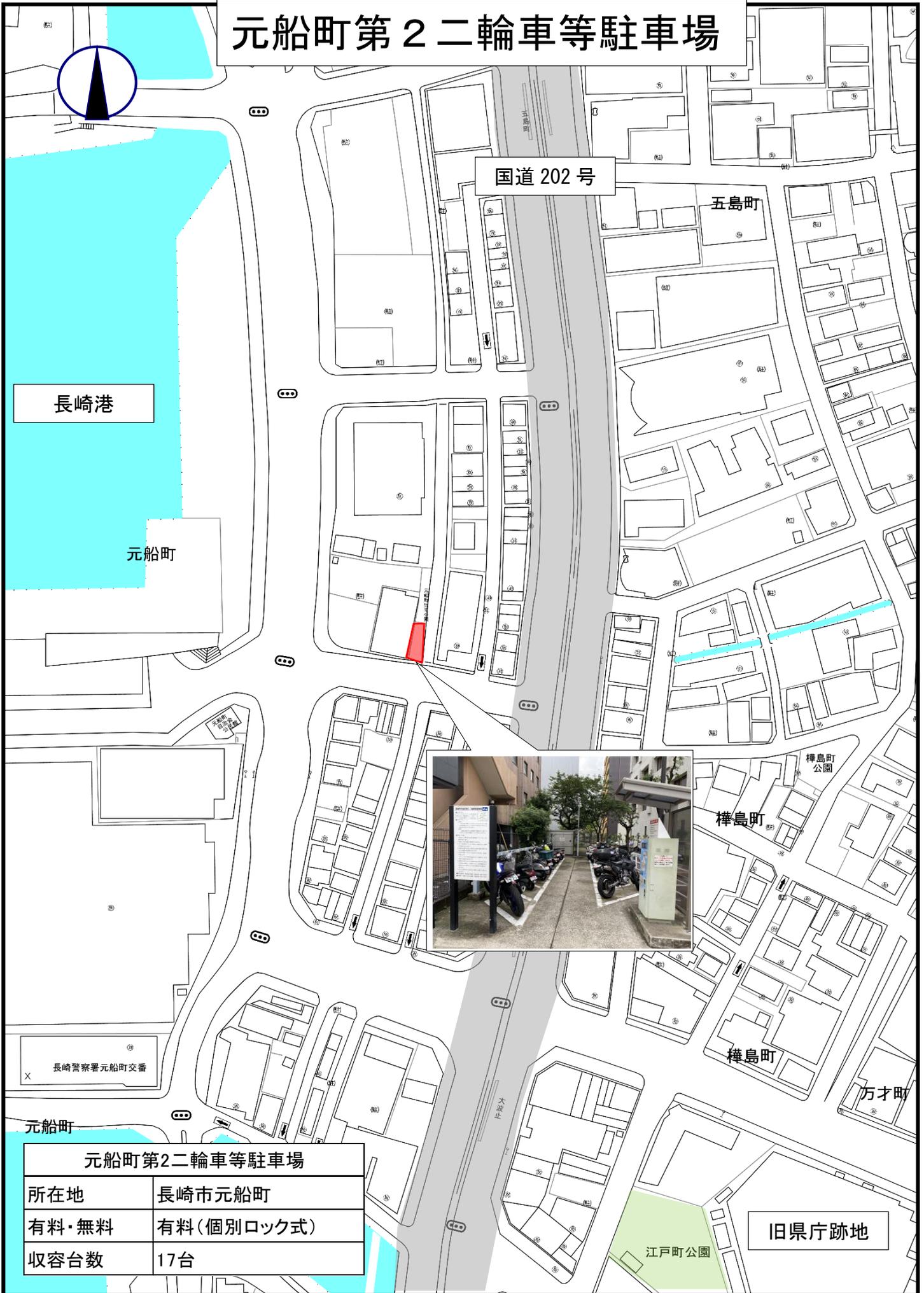
尾上町二輪車等駐車場	
所在地	長崎市尾上町
有料・無料	有料(個別ロック式)
収容台数	66台

新地町二輪車等駐車場



新地町二輪車等駐車場	
所在地	長崎市新地町
有料・無料	有料(個別ロック式)
収容台数	21台

元船町第2二輪車等駐車場



元船町第2二輪車等駐車場	
所在地	長崎市元船町
有料・無料	有料(個別ロック式)
収容台数	17台

住吉町二輪車等駐車場



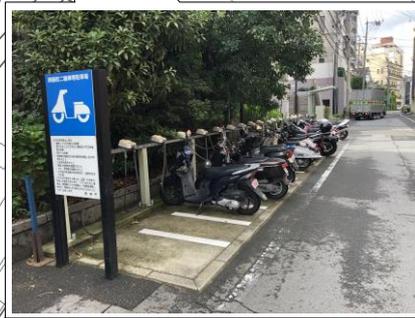
国道 206号

住吉町二輪車等駐車場	
所在地	長崎市住吉町
有料・無料	有料(個別ロック式)
収容台数	20台

興善町二輪車等駐車場



国道 34 号



興善町二輪車等駐車場	
所在地	長崎市興善町
有料・無料	有料(個別ロック式)
収容台数	18台

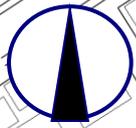
中央公園

新大工町二輪車等駐車場



新大工町二輪車等駐車場	
所在地	長崎市新大工町
有料・無料	有料(個別ロック式)
収容台数	28台 ⇒ 22台(R8~)

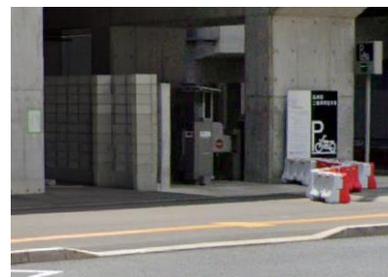
長崎駅二輪車等駐車場・長崎駅西口自動車整理場



長崎駅西口自動車整理場	
所在地	長崎市尾上町
有料・無料	有料(フラップ式)
収容台数	16台(~R8.9月) ⇒ 9台(R8.10月~)



長崎駅二輪車等駐車場	
所在地	長崎市尾上町
有料・無料	有料(ゲート式)
収容台数	88台



浦上川

長崎警察署
長崎運転免許センター

NBC
長崎放送 立体駐車場

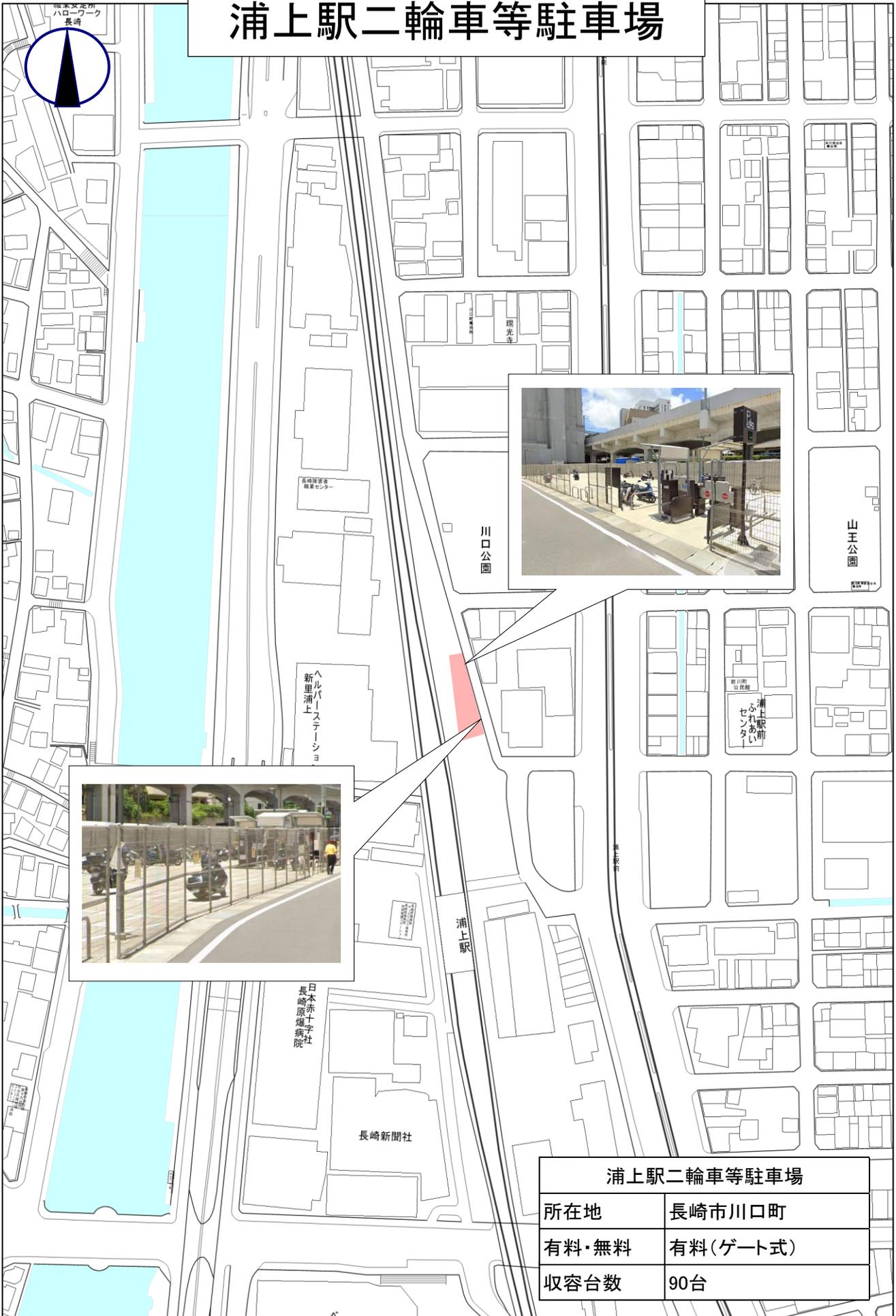
ヒルトン長崎

出島メッセ長崎

長崎駅

アミュプラザ長崎新館

浦上駅二輪車等駐車場



浦上駅二輪車等駐車場	
所在地	長崎市川口町
有料・無料	有料(ゲート式)
収容台数	90台